

社会福祉法人 桜会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜会（以下「当法人」という）定款第15条および第7条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給できるとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第何条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4号に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬はこれを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が市中金融機関の窓口休業日にあたる日は、職員給与規程第何条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月と12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任、又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったとき

には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

2 常勤役員等が退任、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給することができる。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土、日曜日の日数を引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に端数が生じたときは1円以下が生じた場合は1円以下の金額は切り上げる。

第9条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法、第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円以下
常務理事	月額 800,000 円以下
理事	月額 600,000 円以下

別表2 (常勤役員等の賞与)

夏の賞与	月額報酬×一か月以下
冬の賞与	月額報酬×一か月以下

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬額×在任年数×0.1

別表4 (非常勤役員等の報酬、税は別とする)

(1) 評議員

評議員会への出席	10,000 円
他の施設業務への出勤	10,000 円
(理事)	
理事会への出席	10,000 円
他の施設業務への出勤	10,000 円
(監事)	
監事監査等への出席	10,000 円
他の施設業務への出席	10,000 円